

名護市中心市街地まちづくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 名護市中心市街地のまちづくりや施設整備について、関係者間の連絡調整及び意見交換を行うことを目的として、名護市中心市街地まちづくり推進協議会（以下「まちづくり推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 まちづくり推進協議会は、次に掲げる事項に関する調整及び意見交換を行う。

- (1) 名護市中心市街地のまちづくりや施設整備に関すること。
- (2) その他名護市総合交通ターミナル周辺整備の推進に関すること。

(組織)

第3条 まちづくり推進協議会の委員は、21人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 官公庁職員
- (3) 関係団体の構成員
- (4) その他市長が認める者

(会長及び副会長)

第4条 まちづくり推進協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、まちづくり推進協議会を代表し、まちづくり推進協議会の会務を総理し、及びその議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 まちづくり推進協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 まちづくり推進協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明を受け、及び

意見を聴くことができる。

- 3 まちづくり推進協議会の会議は、原則公開とする。ただし、会長は、会議を公開したときに、公正かつ円滑な会議運営に支障が生ずると認められる等の特別な理由がある場合は、非公開とすることができる。

(部会等の設置)

第6条 まちづくり推進協議会は、名護漁港周辺地区における交通結節点整備計画を検討させるため、名護市総合交通ターミナル検討部会を置く。

- 2 まちづくり推進協議会は、その他必要に応じて、ワーキンググループを置くことができる。

(報償等)

第7条 まちづくり推進協議会に出席した者の報償の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する規則（平成15年規則第1号）別表第19号に規定するその他委員等に支給される額と同等の額とする。

- 2 まちづくり推進協議会に出席した者のうち、市外の者については、交通に要した費用相当の額を旅費として支給することができる。

(庶務)

第8条 まちづくり推進協議会の庶務は、建設部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、まちづくり推進協議会の運営に関し、その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、名護市中心市街地の主要な施設整備等に関して必要な調整及び意見交換を行い、まちづくり推進協議会としての役割を終えた日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。